

令和8年度 第2回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時	: 令和8年6月15日(月) 午後3時から
場 所	: 宮城県行政庁舎14階 経済商工観光部会議室(オンライン併用)
出席者	: 資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

ただいまから、令和8年度第2回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。本日御出席の委員は4名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。本日、傍聴の方はおりません。

それではここからの進行は蒔苗委員長にお願いしたいと思います。蒔苗委員長よろしく願いいたします。

2 議事

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

蒔苗委員長

それでは、お手元の次第により議事を進めてまいります。

まず、議題の(1)「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」に関して、事務局から説明願います。

事務局

※資料1に基づき説明

蒔苗委員長

説明ありましたとおり、前回の委員会以降新設の届出が1件ありました。届出状況について質疑などはございますか。無いようですので、それでは次の議題に進みたいと思います。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ【新設】「(仮称)カワチ薬品登米迫町店」(法第5条第1項)

蒔苗委員長

次に、議題の(2)大規模小売店舗立地法に基づく届出について、審議を行います。

イ「(仮称) カワチ薬品登米迫町店」の届出概要について審議を行いますので関係者の入室を認めます。それでは、届出概要について事務局から説明願います。

事務局

※資料2に基づき説明

蒔苗委員長

ただいまの説明につきまして質問等がございましたらお願いします。

馬場委員

資料2の1ページ目の駐車場の収容台数ですが、指針に対して、届出の台数はどのように算出したのか教えてください。

設置者

大店立地法の指針に基づいた計算を行っておりますので、算出方法は出店計画概要書の4ページのとおりです。届出の台数についてはカワチ薬品の既存店を参考といたしました。従業員用の台数は荷さばき側に8台を設けておりますが、こちらは一般の方は使うことはできません。また、駐車場内に2台分を別途確保し、バッファーを持たせております。

馬場委員

実際区画としては60台あって、その2台が従業員用にも割り当てられているという感じがすよね。

設置者

はい。

内田委員

西の出入口の付近のグレーで網掛けされている2台について、従業員駐車場ということで設定されておりますが、こちらは住居に近接しています。ここを従業員駐車場に設定し、あまり車の出入りが激しくならないようにしているのでしょうか。また、バッファーを持たせるということで、従業員の方が停めていない時は、来店された方がここに停めることができるのですが、この隣接する住居への騒音は問題ないか教えてください。

設置者

まず、この出入口直近の駐車場の設定理由なのですが、警察の方との協議の中で設定した経緯がございます。当該駐車場に駐車しようとする、出入口2から入って行こうとする車がい

る時に、流れを止めてしまうという恐れがあるため、従業員駐車場ということで設定させていただきました。そのため、騒音を理由に設定したわけではありません。また、御懸念をされていた騒音部分については、ここでの駐車車両の入れ替えが少なければ、エンジン音等が少なくなるため、対面の住居の方への影響は減ると思われます。

蒔苗委員長

他にいかがでしょうか。搬入車の出入りについて、搬入口が東側の入口にあるということなのですが、搬入車自体はバックして進入する形になるのでしょうか。

設置者

敷地内に入る時ですか。

蒔苗委員長

はい。

設置者

バックでは入らず、左折でそのまま進入する予定でおります。一番奥に進入していただき、この前のスペースを使って方向転換し、そこで荷下ろしをして出て行きます。

蒔苗委員長

この軌跡に書いているところは、左折で入っていくということですか。

設置者

そうです。左折で前進している軌跡になります。

蒔苗委員長

はい。分かりました。ここは基本的には搬入車と従業員のみということですね。他に質問いかがでしょうか。

本郷委員

高架橋の下の道路について、こちらの店舗の管理外ではあるとは思いますが、ゴミが溜まったり、夜間に溜まり場になったりというようなことが懸念されるので、管理はどのような風な形になっているのでしょうか。

設置者

柵が設けられておりまして、その柵の中に高架の足というか土台があり、更地になっている

ところがあります。さらに店舗の敷地に入る手前にまた柵があるような形になっておりまして、そこから誰かが自由に出入りできるような形にはなっておりません。

本郷委員

ありがとうございます。そこの外側はむしろ県が管理しているような場所になりますか。

出店者

そうですね。管理はおそらく県とかそういった形になるかと思われます。

本郷委員

この敷地境界の金網のフェンスはこのまま残存する形になるのですか。

出店者

これは公共のものだと思います。

本郷委員

設置者が立てているわけではなく、元からあったものでしょうか。

出店者

はい。

本郷委員

資料２－２の④の写真の金網フェンスですが、これは残存なのですか。

出店者

そうです。ここも私どもがお借りする部分ではございませんので、手を加えることはありません。敷地境界線が高架橋の内側にありますので、そこから外側に関しては当社の管理エリアではございませんので、一切手を加えることがないような形になります。

蒔苗委員長

ほかに質問いかがでしょうか。馬場委員。

馬場委員

出店計画概要書の１５ページになります。⑤の経路の設定というところなのですが、内容が「通学路を極力避けた誘導経路を設定しています」となっております。周辺に学校を確認できませんでしたが、具体的に児童がどの辺りを通ることを想定しているのか、あるいはどんな対

応がなされるのかというところを教えてください。

設置者

通学については、来退店経路図のところに、迫小学校の通学路を記載しております。線がオレンジ色になっておるのですが、図面に向かって左側にあります。高架橋の西側になるのですが、こちらについては通学路が一部被っております。経路の設定としては通学路をなるべく避ける形にしております。また、被っているところはD方面の国道が通っている部分になります。ここについては、しっかり整備されている国道となるため、経路に設定しております。

馬場委員

出入口で言うと①、②とございますけど、その辺りはかからないということでしょうか。

設置者

はい。そうですね。1個手前の住居が4つ並んでいる敷地までが通学路になっております。

馬場委員

そうすると北側に6m道路がありますけど、子どもたちはこの辺りを通らないという想定なのでしょうか。

設置者

そうですね。ここは設定されておりません。また、特にこの周辺に住居はないとのことで確認しておりますので、そういう意味でも通学児童はいないと思われます。

内田委員

駐車場利用時間以外は出入口①、出入口②とも封鎖しますか。

設置者

はい。

蒔苗委員長

その他よろしいでしょうか。

それでは、この件はこれで終了したいと思います。関係者の方は退席願います。どうもありがとうございました。

ロ 【新設】「ツルハドラッグ多賀城店」(法第5条第1項)

蒔苗委員長

次に、議題の(2)大規模小売店舗立地法に基づく届出について、審議を行います。

ロ「ツルハドラッグ多賀城店」の届出概要について審議を行いますので関係者の入室を認めます。それでは、届出概要について事務局から説明願います。

事務局

※資料3に基づき説明

蒔苗委員長

はい、説明ありがとうございます。ただいまの説明につきまして何かございますか。

内田委員

G方面(届出47ページの図4-3)からはほぼ入退店はないということで見えるのですが、店舗のこの送電鉄塔の脇の道について、車は走行できるような状態なのでしょうか。

設置者

はい。写真で見ていただくと資料3-2のP1ですが、送電線鉄塔の横に道路がございます。そのまま住宅地の道路に伸びていく形で、すれ違いのできる幅員の市道になっております。

内田委員

でもここの通行は想定していないのですね。真下ではなくて、送電鉄塔と隣の店舗の間の道ですね。ここは一方通行というわけではないのですね。

設置者

そのとおりです。住宅地から北側に出てくる方が利用しているだけなので、交通量はかなり少ないです。

馬場委員

届出33ページですが、住宅地に接していてあまり交通量がないとおっしゃっていましたが、夜間の光ですとかそういったようなものの配慮というのはどのようにされるのでしょうか。

設置者

はい。今届出33ページ御覧いただいているということであれば、図面の下側の方に住宅地

がございます。店舗建物はその住宅寄りに建ちますので、建物としては裏手になります。街灯等の照明は一切ございません。あくまで駐車場側に街灯がありますので、光害というのはほとんどないかと考えております。

本郷委員

夜間の騒音最大値のところを徐行することで一応抑えられるという結論になっているのですが、特に住宅地のD（届出78ページ図1-1）のところですね。例えば夜間は出入口3を閉じるとかそういうような対策はしますか。特にこの図面からするとDのところが静かになればかなりいいのかなという気はするのですが、出入口1、2、3ある中で、例えば3を閉じるというようなことはしますか。

設置者

出入口3というのは先ほどの交通量を見ていただいてもかなり少ないので、夜間閉鎖のやり方というのは1つの手段としてはあるのかなと思います。徐行の10キロの目的が、メインとなる駐車場、図面の上側ですね。そちらからの漏れる音をクリアさせようというのが主でしたので、そちら側の対応ということになります。今委員がおっしゃったように出入口3の夜間閉鎖というのはお店の方としては影響がないので、方法としては考えられると思います。

本郷委員

苦情等が発生した場合等、そのような対応も検討していただければと思います。

設置者

元タツルハドラッグがあった場所で、そのまま同じ場所に営業するというので、今まで騒音とか光害とかその辺の苦情というのは今のところ発生しておりません。同じような店舗になりますので、可能性としては低いとは思いますが、仮にあればその都度対応させていただきます。

蒔苗委員長

出入口1、出入口2というのは、どちらも右折可能にしますか。添付図3、届出の25ページの図だと、左折出庫協力サインとかそういう表現がされておりますが。

設置者

一応原則はフリーで考えております。ただなるべく右折による交通事故防止のある程度の対策はした方がいいのではないかと交通規制課からの御指導をいただいておりますので、そのようなサインを立てるという計画にしております。

蒔苗委員長

右折する場合はできれば出入口 1 から出て欲しいというところなのですか。

設置者

そうですね。動線を増やすよりは、動線を絞って欲しいというような御指導もございましたので、その御指導に従った上で計画も考えております。

蒔苗委員長

多少錯綜しそうな感じなので、そのあたりを対策されているとのことであればいいと思います。既存店舗の出入口とも変わらないということなのでしょうか。

設置者

はい。全く同じになります。見た目的に建物がちょっと前に張り出すぐらいの形ですので、新たにお客さん来られた時に前の店と少し違うかなぐらいの感覚になろうかと思います。

蒔苗委員長

交通上の問題もこれまで特に起きていないということでいいですか。

設置者

ないと聞いております。

馬場委員

駐車場のところだけ 1 点確認をさせてください。届出 13 ページに 2 トントラックが入るとのことで記載ありますが、荷さばきするとき、それから一般の車が通常入っていくとき、近隣に飲食店などもあって、割と車が錯綜というか集中して通る時があると思うのですが、そのための誘導、例えば一方通行にするとかそういうようなことは検討されているのでしょうか。

設置者

お客様用の駐車場はあくまで普通車で考えておりますので、トラックが入るということは想定しておりません。図面の右隣は飲食店と記載されておりますが、ここは人も含めてフェンスを張って完全に行き来できないようになりますので、お客様が相互に行き来して錯綜ということもないかと考えております。

馬場委員

安全面は確保されているということで、特に路面の表示とかそういったようなものは設置するという予定はないということですかね。

設置者

そうですね。配置図の例えば出入口 2 側ですと左折を促すような路面表示、そのようなものはさせていただきますが、それ以上は今考えていないです。

蒔苗委員長

はい。その他よろしいでしょうか。

それでは、この件はこれで終了したいと思います。関係者の方は退席願います。どうもありがとうございました。

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

イ【新設】「(仮称)クスリのアオキ気仙沼五駄鱈店」(法第 5 条第 1 項)

蒔苗委員長

それでは続きまして、(仮称)クスリのアオキ気仙沼五駄鱈店の意見案について事務局から説明をお願いします。

事務局:

※資料 4 に基づき説明

蒔苗委員長

はい、説明ありがとうございます。それではただいまの説明につきまして何か御意見ございますでしょうか。よろしいですか。基本的には県の意見はなしということで、附帯意見として住居等が立地した場合、周辺住民から苦情が申し立てられた場合には追加的な騒音防止対策を講じるよう求めるというようなことで、意見案を進めてよろしいでしょうか。それでは、異論はないようですので、そのような形で進めてもらえればと思います。

ロ【新設】「古川駅東商業施設」(法第 5 条第 1 項)

蒔苗委員長

それでは続きまして、古川駅東商業施設の意見案について事務局から説明をお願いします。

事務局:

※資料 5 に基づき説明

蒔苗委員長

はい、説明ありがとうございます。それではただいまの説明につきまして何か御意見ございますでしょうか。よろしいですか。基本的には県の意見はなしということで、附帯意見のとして、この委員会でも意見をいただいた部分などを踏まえて、駐車場の24時間開放に対する問題、あと近隣の土地利用の変化を踏まえ、必要に応じて対応することを求めることで、意見案を進めてよろしいでしょうか。それでは、異論はないようですので、そのような形で進めてもらえればと思います。

(4) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案の報告について

イ 【変更】「クスリのアオキ佐沼店・セリア・ユニクロ佐沼店」(法第6条第2項)

蒔苗委員長

それでは続きまして、クスリのアオキ佐沼店・セリア・ユニクロ佐沼店の意見案について事務局から説明をお願いします。

事務局:

※資料6に一部資料の修正があったため、後日、資料を送付する旨を説明。

蒔苗委員長

後日、資料を共有してもらい、御意見があれば申し出るということで、もしなければこの件の意見案通り進めるということで行きたいと思います。

ロ 【変更】「アムザショッピングタウン白石 B～E棟」(法第6条第2項)

蒔苗委員長

それでは続きまして、アムザショッピングタウン白石 B～E棟の意見案について事務局から説明をお願いします。

事務局:

※資料7に基づき説明

蒔苗委員長

はい、説明どうもありがとうございます。それではただいまの説明につきまして御意見などあればいただければと思いますが、いかがでしょうか。これ変更前と変更後の図面見るとかなり大きく違っているのですが、これはどういう経緯なのですか。

事務局

こちらにつきましては、旧大規模小売店法（以下「旧法」という。）から現行の大規模小売店立地法に移行した時点から建物の形状自体は大きく変わっておりません。変更前の内容は旧法時に提出された最新の届出によるものですが、駐車場の台数や、店舗面積の減少、配置変更等の事項が旧法に基づく変更の届出対象になっていなかったため現況とは異なっております。

蒔苗委員長

はい。その他何か御意見ありますか。

馬場委員

今の事に関連してなのですが、その変更後に敷地の境界線が変わるなんていうこともないでしょうか。

事務局

ございません。

蒔苗委員長

はい、説明ありがとうございます。それではただいまの説明につきまして何か御意見はございますか。よろしいですか。基本的には県の意見はなしということで、附帯意見として住居等が立地した場合、周辺住民から苦情が申し立てられた場合には追加的な騒音防止対策を講じるよう求めるということで、意見案を進めてよろしいでしょうか。それでは、異論はないようですので、そのような形で進めてもらえればと思います。

3 その他

蒔苗委員長

本日の議題については以上です。それでは「その他」ですが、議事について何かございますでしょうか。

事務局：

大規模小売店舗立地法第14条に基づく報告の徴収について、1件ございましたので、この場で経緯等について御説明させていただきたいと思います。

※資料8に基づき説明

蒔苗委員長

他に何か御意見はございますか。基本的には届出のとおりを実施してもらうというのが基本

ですので、しっかり事業者の方には対応してもらおうということで、良いかと思います。実際にこの対策で上手くいくか、車を並べるというような対策が有効かどうかかなり疑問なところも多々ありそうなので、実際に効果的な対策かどうか確認して十分対応策を練ってもらえればと思います。それでは進行を事務局にお返しします。

事務局

蒔苗委員長、議事進行ありがとうございました。それでは、「3 その他」について、事務局から説明申しあげます。

次回の日程等について御説明させていただきます。次回の専門委員会につきましては、後日、改めて調整させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

4 閉会

事務局

本日の御審議大変ありがとうございました。以上で令和8年度第2回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。